

給水装置工事申込要領

(令和 7 年 4 月 1 日版)

諫早市上下水道局

1. 給水装置工事の申込みについて

(1) 届出の義務

給水装置を新設、改造、修繕または撤去しようとする場合は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」）に申し込み、その承認を受けなければならない。（諫早市水道事業給水条例（以下「給水条例」）第5条）

ただし、国土交通省令で定める以下の軽微な変更を除く。

①手動単水栓の取替え及び補修

②末端給水用具の部品（こま、パッキン等）の取替え。（配管を伴わないものに限る。）

※受水槽の二次側については給水装置に該当しないため、管理者の承認を得る必要はないが、専用水道または簡易専用水道に該当する場合は別途市長への届出が必要となる。

(2) 申込み窓口

給水装置工事の申込みに係る一連の手続きを行う窓口は以下のとおり。

①給水装置工事受付窓口（以下「工事窓口」）

諫早地域・・・**上下水道局水道課**

多良見・森山・飯盛・高来・小長井地域・・・**各支所産業建設課**

②料金関係受付窓口（以下「料金窓口」）

諫早地域・・・**上下水道局経営管理課**

多良見・森山・飯盛・高来・小長井地域・・・**各支所産業建設課**

③指定給水装置工事事業者の指定等に関すること

上下水道局経営管理課 総務担当

2. 事前協議

給水装置工事の内容が次に掲げる事項に該当する場合は、申込書を提出する前に、工事窓口へ事前協議書（様式は「給水装置工事申込様式集（以下「様式集」）」による。）を提出し、管理者の承認を得ること。

(1) 3階建以上の建築物への直結式給水

3階建て以上の建築物において、3～5階部分へ直結式給水をする場合。
ただし、2～4階建て建築物の屋上部分へ直結式給水をする場合も、同様に

取り扱う。

また、受水槽式給水においても、高置受水槽給水方式（低置受水槽を設けず直圧で高置受水槽へ給水する方式）で、高置受水槽を2～4階建ての建築物の屋上に設置するような場合は、同様に事前協議を行うものとする。（要綱第9条および第15条）

（2）小規模福祉施設に設置する住宅用スプリンクラー設備

小規模福祉施設等に直結式のスプリンクラー設備を設置する場合。

また次に掲げる事項についても、申込み手続きを円滑に行うため、必要に応じて工事窓口において事前協議を行うこと。

（1）受水槽式給水から受水槽二次側の配管設備を利用して直結式給水へ切り替える場合、または井水等の給水設備を利用して市水に切り替える場合。

（2）特殊器具（水質の変化を生じる可能性のある器具、あるいは調理器具など特定の利用目的のために製造された器具など）を設置する場合。

（3）その他、やむを得ない理由により工事の内容が要綱の規定に合致しない場合。

3．給水装置工事申込書（以下「申込書」）について

（1）工事種別

①新設工事・・・加入金を納め水道の権利（以下「権利」）を取得するか、あるいは今回給水装置を設置する場所（以下「設置場所」）以外の場所に所有している権利を流用して、新たにメータの出庫を受け、給水装置を設置する工事を指すが、例外として以下に掲げる工事も新設工事として取り扱う。

（臨時給水）工事その他臨時的な使用を目的として、一時的に給水装置を設けること。給水期間は原則1年間とし、加入金は免除する。**使用期限が過ぎた後は撤去しなければならない。**

（宅地内引込）開発行為で宅地と道路が一体的に整備される場合や、道路舗装が予定されている場合など合理的な理由がある場合に限り、宅地までの引込管のみを先行して設置すること。加入金は発生しない。

- ②改造工事・・・原則として、給水用具の増設、管の増径、管種変更、一部撤去など、給水装置の原形を変える工事を指す。建物を一旦解体し更地にした後、そこに残っている権利を利用して再度給水装置を設置する場合も改造工事に該当する。
- ③修繕工事・・・原則として、給水装置の原形を変えずに、部分的な破損箇所を修理する工事。
- ④撤去工事・・・不要になった給水装置を配水管、あるいは他の給水装置の分岐箇所から切り離す工事。

※給水装置工事の新設および改造は建物の新築・改造とは関係がなく、建物が新築であっても、設置場所にある既存の権利を利用する場合は改造工事であり、逆に既存の建物であっても、加入金を納め新たに権利を取得する場合や、設置場所以外の権利を流用する場合は新設工事となる。

※原則として申込書は一つのメータ毎に一枚ずつ提出しなければならない。
ただし、集合住宅など同一の建物内で工事を行う場合、水栓所有者と工事種別が同じであれば、申込書を一枚にまとめることができる。

(2) 申込者・水栓所有者・委任者

押印箇所の住所・氏名は必ず本人の直筆であること（印刷は不可）。ただし、会社や団体で所有しているゴム印は使用しても差し支えない。また、会社や団体の場合は代表印の捺印を忘れないこと。

①申込者

管理者に申込書を提出して、給水装置工事を行おうとする者。住所は、申込み時点において居住している住所を記入すること。

②水栓所有者

加入金を納め権利を有する者、あるいは、名義変更をして既存の権利を有することとなった者。ただし、宅地内引込工事や臨時給水のように権利が発生しない工事の場合は、宅地内引込管または臨時給水装置の所有者を記入すること。また、申込者と異なる場合のみ記入すること。（申込者と水栓所有者が同一人物であれば省略できる。）

③委任者

指定給水装置工事事業者へ給水装置工事を依頼した者。原則として、申込者と同一の者であること。住所は、申込み時点において居住してい

る住所を記入すること。

(3) 用途

- ①一般用・・・一般住宅や集合住宅など一般生活で水を使用する場合。
- ②営業用・・・店舗や貸しテナントなど営業を目的とした施設で水を使用する場合。
- ③工業用・・・器具の洗浄や機械の冷却水など工場で水を使用する場合。
- ④その他・・・墓地や官公庁施設など上記分類に該当しない施設で水を使用する場合は（ ）内に具体的な施設名を記入すること。

(4) 給水方式

- ①直結式給水・・・配水管の水圧で末端の給水用具まで直接給水する方式。
- ②受水槽式給水・・・配水管から一旦受水槽に受け給水する方式。
- ③直結式及び受水槽式の併用・・・1つの建物において両方を給水する方式

(5) 検査手数料

給水管口径	金 額
13ミリメートル	2,100円
20ミリメートル	7,000円
25ミリメートル	8,400円
30ミリメートル	9,900円
40ミリメートル	11,300円
50ミリメートル	14,100円
75ミリメートル	17,700円
100ミリメートル以上	19,400円

(給水条例第37条)

検査手数料の額は、当該給水装置工事に使用する材料の最大口径から上表により決定する。一枚の申込書で複数のメータに係る給水装置工事を申込み場合には、各々に検査手数料が発生する。

(6) 加入金

量水器口径	金額（税抜）
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	130,000円
25ミリメートル	210,000円
40ミリメートル	660,000円
50ミリメートル	1,030,000円
75ミリメートル	2,500,000円
100ミリメートル以上	上記の例に倣い管理者が定める額

（給水条例第35条）

加入金は上表に定める額に消費税を加算した額とする。

改造工事で増径をする場合や設置場所以外の権利を流用する場合は必要に応じて差額分を納付する。ただし、減径をする場合や流用元の金額が必要な額を上回る場合には、その差額は還付しない。（給水条例第36条）

また、一枚の申込書で複数の新設工事を申し込む場合には、各々に加入金が発生する。

(7) 水栓番号・流用水栓の確認

次に掲げる内容については給水装置工事の申込み前に料金窓口へ申込書を提示し確認を受けること。

- ①「水栓番号の確認」・・・改造又は修繕工事の場合、給水装置に付されている水栓番号について確認を受けること。（担当職員が申込書の水栓番号欄に水栓番号を記入する。）

また、設置場所が今現在更地であっても、過去に給水装置が設置されていたことがあるような場合には、権利が残っているかどうか確認を受けること。権利が残っていた場合、所有者の承諾を得るか、名義を変更することにより利用が可能となり、改造工事として申し込むことになる。

- ②「流用水栓の確認」・・・新設工事の場合、申込者が設置場所以外の場所に利用していない権利を所有していないかどうか確認を受けること。所有していた場合は、当

該地の給水装置を撤去することを前提に、設置場所に権利を流用することができる。(担当職員が申込書に流用水栓の有無を記入する。)

(8) 最小動水圧・既設管の確認

設置場所の最小動水圧や既設配水管および既設給水管の管種口径等については事前調査の段階で現地や工事窓口において確認し記入すること。

※以下の手続きにより、過去に提出された給水装置工事申込書などの資料提供を受けることができる。ただし、資料の有無については事前に工事窓口へ確認しておくこと。

- ①給水装置工事竣工図等閲覧申請書（所有者の同意欄に記入・捺印があるもの）を工事窓口へ提出する。（申請様式は様式集参照）
- ②申込書の委任状欄のみ記入・捺印を済ませ工事窓口へ提示する。

(9) 添付書類

必要に応じて、申込書を提出する際に以下の書類を添付すること。（①および⑤から⑩までの各様式については様式集によること。）

①チェックリスト

申込み前に主任技術者が最終チェックを行い、必ず添付すること。

②建築確認書

確認済書の写しを添付すること。ただし、建築確認が不要な地域については必要ない。

③口径計算書

原則としてすべての新設・改造工事には口径計算書が必要であるが、配水管から専用の給水管で引き込まれた給水装置で、管理者が必要ないと認めたものについては添付しなくてもよい。（要綱第8条）

④受水槽計算書

受水槽式給水により新設・改造工事を行う場合や、申込みをしようとする給水装置工事によって付近にある既設受水槽への影響が懸念される場合に添付すること。

⑤代理人届

水栓所有者の居住が市外である場合で、管理者が必要と認めたものについては、市内に代理人を定め届け出ること。（給水条例第14条）

⑥貯水槽水道設置届

受水槽式給水で新設・改造工事を行う場合、または既設受水槽を撤去する場合に添付すること。

⑦臨時使用誓約書

臨時給水を申し込む場合に、撤去期日その他を明記して添付すること。

⑧浄水器等設置誓約書

直結式給水で、末端の給水栓以外に浄水器等を設置する場合は、水道法に適合した製品であることを証明する証書と共に添付すること。

⑨住宅用スプリンクラー設備設置誓約書

小規模福祉施設などに直結式給水によるスプリンクラー設備を設置する場合に添付すること。

⑩3階建以上の用途未定建築物に対する直結式給水利用誓約書

3階建以上の貸しテナントビルなど用途が未定である建物に直結式給水を採用する場合に添付すること。

⑪受水槽式給水から受水槽二次側の配管設備を利用して直結式給水へ切り替える場合、または井水等の給水設備を利用して市水に切り替える場合は、事前に工事窓口で必要な書類を確認すること。

(10) 各種同意書

給水装置工事に係る紛争などを未然に防止し、工事を円滑に進めるため、必要に応じて申込書の以下の欄について記入・捺印をすること。(会社・団体の場合は代表印を忘れないこと。)

①布設同意書・・・第三者(親族を含む。以下同じ。)が所有する土地に給水装置を施工する場合に、所有者の同意を得るもの。

②分岐同意書・・・第三者が所有する給水管より分岐して給水装置を施工する場合に、所有者の同意を得るもの。

③施工同意書・・・第三者が所有する家屋に給水装置を施工する場合に、所有者の同意を得るもの。

④誓約書・・・何らかの理由により、①～③の同意書が得られない場合に記入すること。(理由を明記すること。)

(11) 宅地内引込管譲渡書

新設工事の場合で第三者が宅地内引込工事により布設した引込管を利用する場合に、申込者と引込管の所有者との間で譲渡の確認を行うもの。

(12) 着工・竣工予定日

着工および竣工の予定日を記入すること。

4. 図面作成

図面は、給水装置の設置状況を図示するものであり、工事施工の基礎であるとともに、工事後も所有者が適切な維持管理を行ううえで必要不可欠な資料となるものである。

したがって、製図に際しては、誰にでも容易に理解できるよう表現することが必要であり、以下の点に留意し作成すること。

1) 記入方法

(1) 表示記号

図面に使用する表示記号は、図－1. 1～3を標準とすること。

[記入例] (管種) (口径) (延長)
 SSP φ 25 1.5

管 種	記 号	管 種	記 号	管 種	記 号
ダクトイル鋳鉄管	DIP	ポリエチレン管	PP	ステンレス鋼管	SSP
GX 形ダクトイル鋳鉄管	DIP-GX	硬質塩化ビニール ライニング鋼管B	SGP-VB	硬質塩化ビニール管	VP
鋳鉄管	CIP	硬質塩化ビニール ライニング鋼管D	SGP-VD	亜鉛めっき鋼管	GP
耐衝撃性硬質 塩化ビニール管	HIVP	ポリ粉体 ライニング鋼管B	SGP-PB	石綿セメント管	ACP
鉛管	LP	ポリ粉体 ライニング鋼管D	SGP-PD	ポリブデン管	PBP
ライニング鉛管	PdTW	銅管	CP	スミコート管	PVS
塗覆装鋼管	STWP	架橋ポリエチレン管	XPEP		
配水用ポリエチレン管	HPPE	耐熱性硬質塩化ビニ ールライニング鋼管	SGP-HV		

図－1. 1 給水管の管種記号

名 称	申示記号	名 称	申示記号	名 称	申示記号
仕切弁 止水栓		管種変更		管の交差	
スリース弁		防護管		メータ	
逆止弁		口径変更		保 温	
単水栓		混合水栓		シャワー付 混合水栓	
一般用具 (散水栓)		一般用具 (水栓柱)		一般用具 (フラッシュバルブ*)	
一般用具 (ホールタップ*)		特殊器具		給湯器用 逆止弁	
一般用具 (タンクレストイレ)		受水槽		ヘッダー	

図－1. 2 弁栓類その他の図式記号及び給水栓類の符号

【申請時】

名 称	新 設	既 設	撤 去	廃 止	井 水
線 種	黒色実線	青色破線	黒色実線を斜線で消す		緑色実線
記入例					

※申請後の変更等に備え、全て鉛筆書きとする。

※CAD で製図する場合は別紙に印刷して添付する。(カラー印刷でも可。)

【竣工時】

名 称	新 設	既 設	撤 去	廃 止	井 水
線 種	赤色実線	青色破線	黒色実線を斜線で消す		緑色実線
記入例					

図－1. 3 工事別の表示方法

(2) 縮 尺

- ①平面図は、縮尺 1 / 1 0 0 ~ 1 / 5 0 0 の範囲で適宜作成すること。
- ②縮尺は図面ごとに記入すること。
- ③上記の縮尺では申込書の様式に収まらない場合は収まる範囲まで縮小しても構わない。ただし、各寸法を詳細に表記すること。

(3) 単 位

- ①給水管および配水管の口径の単位はmmとし、単位記号は表記しない。
- ②給水管の延長の単位はmとし、単位記号は表記しない。
- ③延長は少数第 1 位（少数第 2 位を四捨五入）までとする。

2) 作 図

(1) 工事概要

給水装置工事の概要を簡潔に記入すること。

〔記入例〕

- ・専用住宅の建設に伴う給水装置工事（2階設備なし）
- ・5階建て貸しテナントビルの建設に伴う給水装置工事
- ・排水設備工事に伴う改造工事
- ・宅地造成に伴う宅地内引込工事（専用住宅用地 1 0 宅地）
- ・仮設事務所の設営に伴う臨時給水

など

(2) 方位

原則として北を上とし、必ず方位を表記すること。

(3) 位置図

主要な建物や道路が表記されており、設置場所の位置が明確に分かること。

(4) 平面図

平面図には次の内容を記入すること。

- ①給水栓など、給水用具の取付け位置
- ②配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定記入）
- ③布設する管の管種、口径、延長および位置
- ④埋設部の土被り（mm）

- ⑤道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分および公私道の区分）
- ⑥公私有地、隣接敷地の境界線
- ⑦分岐する配水管および既設給水管の管種、口径、布設年度
- ⑧その他、特記事項

（５）立体図

立体図は平面で表現することができない配管状況を立体的に表示するもので、配管部の管種・口径・延長や給水用具の名称などを記入すること。

※湯沸器類などの特殊器具（水質の変化を生じる可能性のある器具、あるいは調理器具など特定の利用目的のために製造された器具など）を設置する場合はその製造会社名、型式番号、認証機関名、認証番号を記載すること。

（６）横断面図

引込管の道路横断面図に、配水管・給水管・その他の埋設管の配管位置および土被りを記入すること。

（７）詳細図

平面図で明確に表すことのできない部分を拡大して図示すること。

（８）見取図

申請地が広範囲におよぶ場合、あるいは共用管を利用している場合などは、建物や道路、配管経路の全体的な位置関係を図示すること。

（９）受水槽詳細図

受水槽式給水の場合は、別途受水槽の詳細を図示すると共に次に掲げる事項を記載すること。

- ①設計水量〔 m^3 〕
- ②受水槽の総容量及び有効容量〔 m^3 〕
- ③必要流入量〔 $\ell/\text{分}$ 〕
- ④設定流入量〔 $\ell/\text{分}$ 〕・・・定流量弁を設置する場合は表記する。
- ⑤タンクの材質
- ⑥吐水口空間〔 mm 〕・・・吐水口から越流面までの距離、吐水口の側壁からの離れを表記する。
- ⑦架台・・・外部からの点検が容易にできることが分かるもの。

- ⑧その他の配管設備・・・ドレン管、定流量弁、定水位弁、オーバーフロー管、波防措置などを表記する。

5. 検査手数料・加入金の納付

設計審査後、検査手数料および加入金の額が確定し、納付書が交付される。
工事窓口で納付書と共に申込書の返却を受けた後、納金を済ませ、その受領書を申込書と共に料金窓口へ提示すること。（担当職員が申込書に収納印を押す。）

※申込書は竣工検査まで主任技術者が保管をすること。

6. 承認申請

料金窓口で検査手数料および加入金の収納確認を済ませた後、申込書を工事窓口へ提示すると、担当職員より承認済証が交付され、以後着工が可能となる。
交付された承認済証は現場に掲示しなければならない。

※検査手数料および加入金が免除されている場合は、工事窓口で申込書の返却を受け、その場で承認済証の交付を受けること。

※メータの交付は原則として竣工後となる。ただし、設置場所において工事用水が必要な場合は、承認済証の交付後に工事中給水の手続きを行うことでメータの交付を受けることができる。

7. 工事中給水の申請

工事用水が必要な場合には、承認済証の交付以後、工事窓口へ水道使用申込書（料金窓口で配布される。）と給水装置工事申込書を提示した後、料金窓口で工事用メータの交付を受けることができる。

※料金窓口では給水装置工事申込書の写し（A4版に縮小し両面印刷したもの）が必要となるため事前に用意しておくこと。

※臨時給水の場合は工事中給水は受けられない。

8. 給水管分岐立会申請

(1) 分岐立会いの申込み

配水管より新たに引込管を分岐する場合は原則として職員が立会うため、事前に工事窓口へ給水管分岐立会申請書（様式集参照）を提出し、打合せを行うこと。

(2) 立会当日

- ①担当職員への連絡・・・予定どおり工事を行うかどうか報告すること。
- ②配水管の確認・・・管種・口径に間違いがないかどうか確認すること。
- ③分岐箇所の決定・・・設置するサドル分水栓等の両端から30cm以内に、配水管の継手類や他の給水装置があってはならない。
- ④担当職員立会・・・立会職員が了承した後、分岐施工を開始すること。

(3) 分岐施工報告

施工後は速やかに給水管分岐施工報告書（様式集参照）を提出すること。

9. 変更届

申込書の内容に変更を生じる場合は速やかに工事窓口へ届け出ること。ただし、以下の変更については竣工を届ける際に報告してもよい。

- ①主管口径が過大とならない範囲で水栓数を減じるもの。
- ②口径計算上支障がない範囲で水栓類の配置を変更するもの。
- ③維持管理上支障がない範囲で配管経路を変更するもの。（配水管からの分岐位置の変更を伴う場合を除く。）

※以下については無届のまま検査時に変更が発覚する事例が多いため、特に留意すること。

- ①水栓類の追加。（トイレ手洗いの追加、浄水器の追加など。）
- ②トイレをボールタップからタンクレスへ変更するもの。
- ③メータ位置の変更。

10. 竣工届

工事完了後は、次に掲げる事項を確認したうえで、速やかに工事窓口へ届け出ること。なお、変更の届け出をしていない箇所がある場合は必ず申し出るこ

と。

- ①出来形に合わせて申込書の図面が修正されているか。また、線種・線色および各記号が図面作成要領により正しく記入されているか。
- ②申込書の給水装置工事竣工届欄に指定給水装置工事事業者の住所・会社名・代表者名・連絡先が記入されているか。また、代表印は捺印されているか。（竣工届の時点では検査立会者の記入・捺印はしないこと。）
- ③耐圧試験結果の記録用紙が添付されているか。

※メータの交付を受ける場合は、竣工手続き後、料金窓口に応じ出ること。

※申込者と異なる者が工事中給水を利用していた場合は、**料金窓口**へ使用者の変更を届け出ること。

1 1. 竣工検査

竣工を届け出た後は速やかに日程調整を行い、担当職員および主任技術者（上下水道局に登録している者に限る。）の立会いのもと、現地で検査を受けなければならない。（給水条例第7条）

（1）日程調整

竣工検査は申込内容と相違ないものであることを確認し、給水装置の構造および材質基準に適合しているかどうかを判断するものである。したがって、工事が建物屋内にまで及んでいる場合には、屋内に立ち入って検査を行うため、主任技術者は、事前に申込者に対して十分な説明をして同意を得たうえで、日程調整を図ること。（水道法第17条）

※原則として検査合格後に使用を認めるものであるから、新築の場合は申込者へ引き渡す前に検査を受けること。

※下水道の検査を伴う場合は、**下水道課**との調整を図ること。

2）現地検査

主任技術者は申込書と認めの印鑑を持参すること。検査では原則として設置された全ての水栓を開栓し確認する。その他、以下の確認ができるようにしておくこと。

- ①第1止水栓および止水栓ボックスの設置状況

- ②メータ設備およびメータボックスの設置状況
- ③配管経路（埋設部、屋内床下点検口、パイプシャフトなど。）
- ④ストレートまたはアングル止水栓の設置状況
- ⑤散水栓の逆止弁（止水機構の二次側に設置するもの。）
- ⑥沸器類など特殊器具の認証表示と一次側逆止弁付ボールバルブ
- ⑦受水槽の吐水口空間、その他周辺設備（施錠されている場合は鍵を用意しておくこと。）

※視認できない箇所については必要に応じて写真を用意しておくこと。

（３）申込書の引き渡し

主任技術者は、検査が終わった後、その場で申込書の給水装置工事竣工届欄に氏名の記入および捺印をして、立会職員へ引き渡すこと。ただし、検査時に申込書の修正指示があった場合は、速やかに修正を行って工事窓口へ提出すること。

※申込者へは、申込書の複写（両面）を渡し保管をさせること。

1 2．主任技術者の職務

主任技術者は次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。（諫早市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第11条）

- （１）事前調査から計画、施工および竣工検査までの一連の過程における技術上の管理。
- （２）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
- （３）給水装置が構造および材質の基準（水道法施行令第6条）に適合していることの確認。
- （４）給水装置工事に関する管理者との連絡調整。

したがって、次に掲げるものについては、原則として主任技術者が対応すること。

①申込書の提出

- ②申込みに係る事前協議
- ③承認申請
- ④給水管分岐立会申請
- ⑤変更および竣工届
- ⑥竣工検査

1 3. 専用水道

受水槽式給水の場合で、以下に掲げる事項により専用水道に該当するものについては、申込書を提出する前に環境政策課へ確認申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。

1) 対象となる施設

(1) 井水などの自己水源を利用（市の水道やその他簡易水道などの水道事業から供給される水を併用する場合を含む。）するもの。

(2) 水道事業から供給される水のみを利用する場合で次のいずれかに該当するもの。

- ①地中または地表に敷設される給水管のうち、口径25mm以上の配管の延長が1,500mを超えるもの。
- ②受水槽の有効容量の合計が100m³を超えるもの。

2) 適用条件

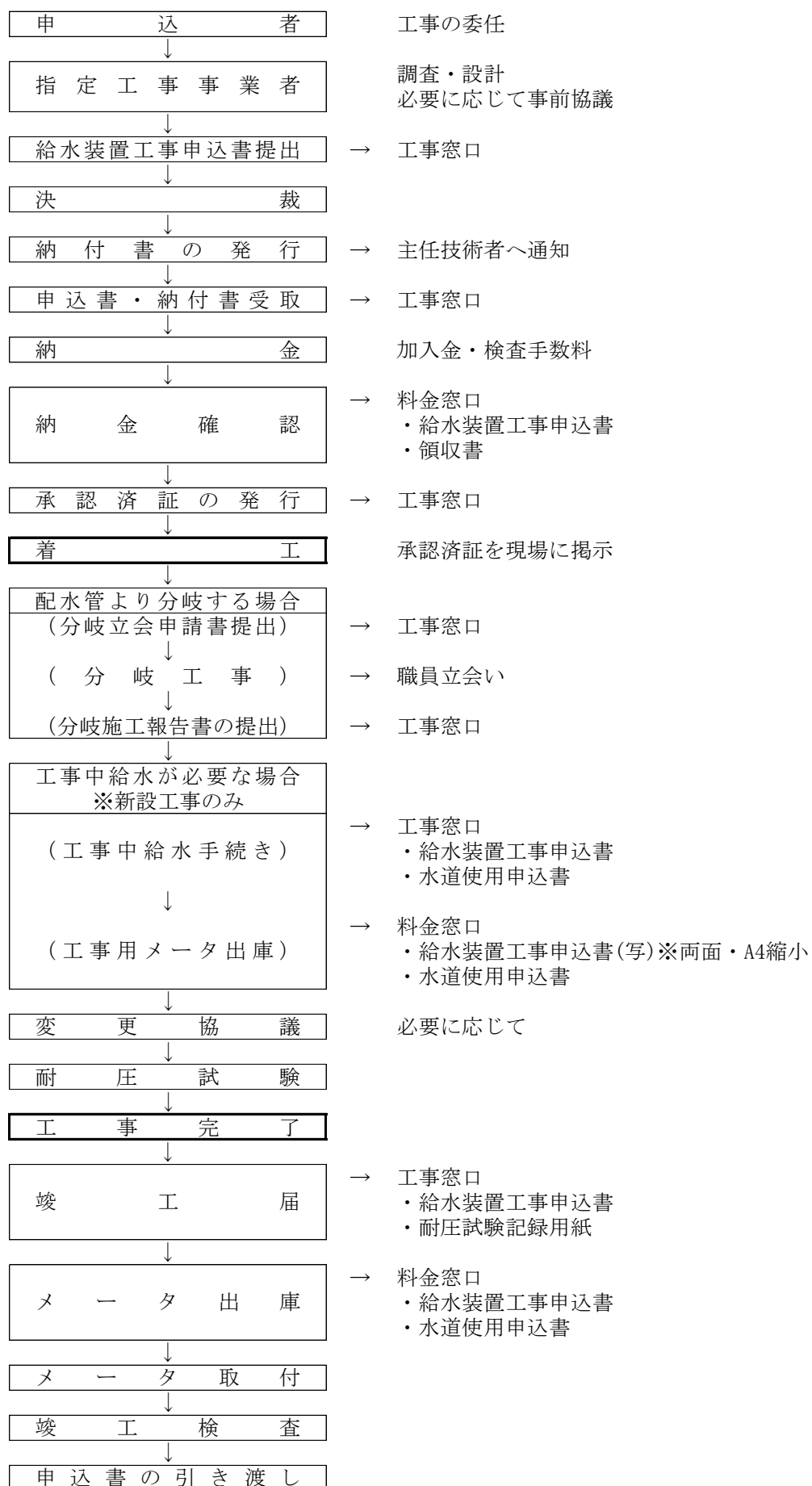
1)の対象となる施設のうち、次のいずれかに該当するものは、水道法により専用水道の適用を受ける。

- ①100人超の居住者（入院患者や宿泊客などは含まれない）に生活水を供給するもの。
- ②1日最大給水量が20m³を超えるもの。

1 4. 簡易専用水道

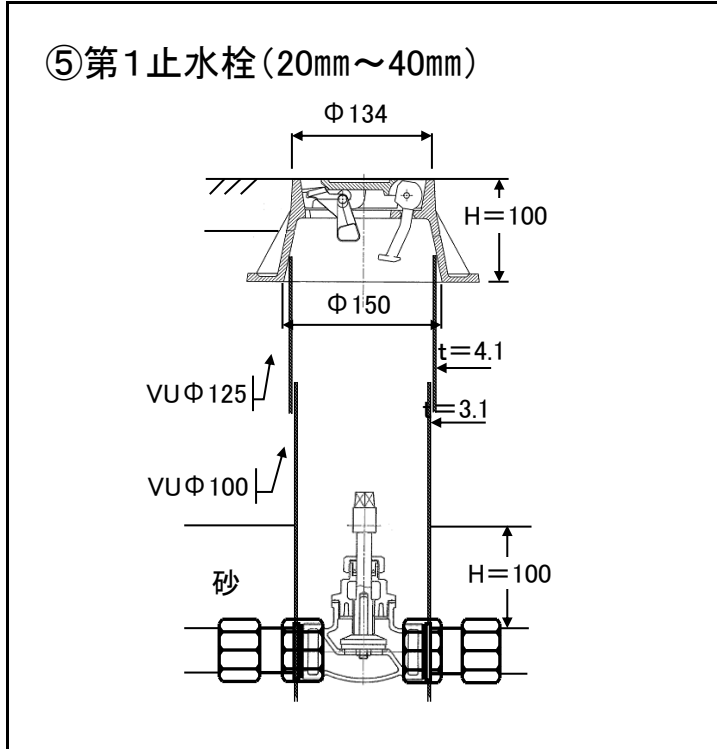
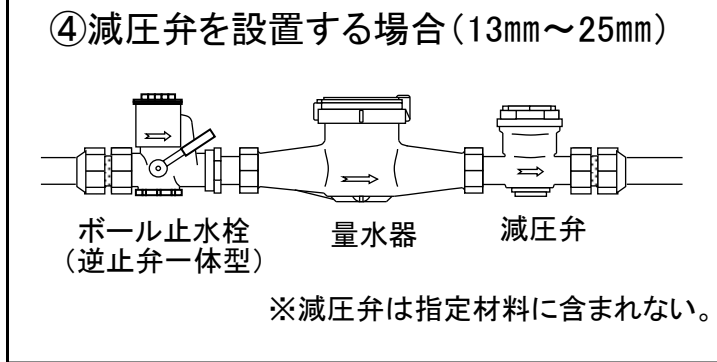
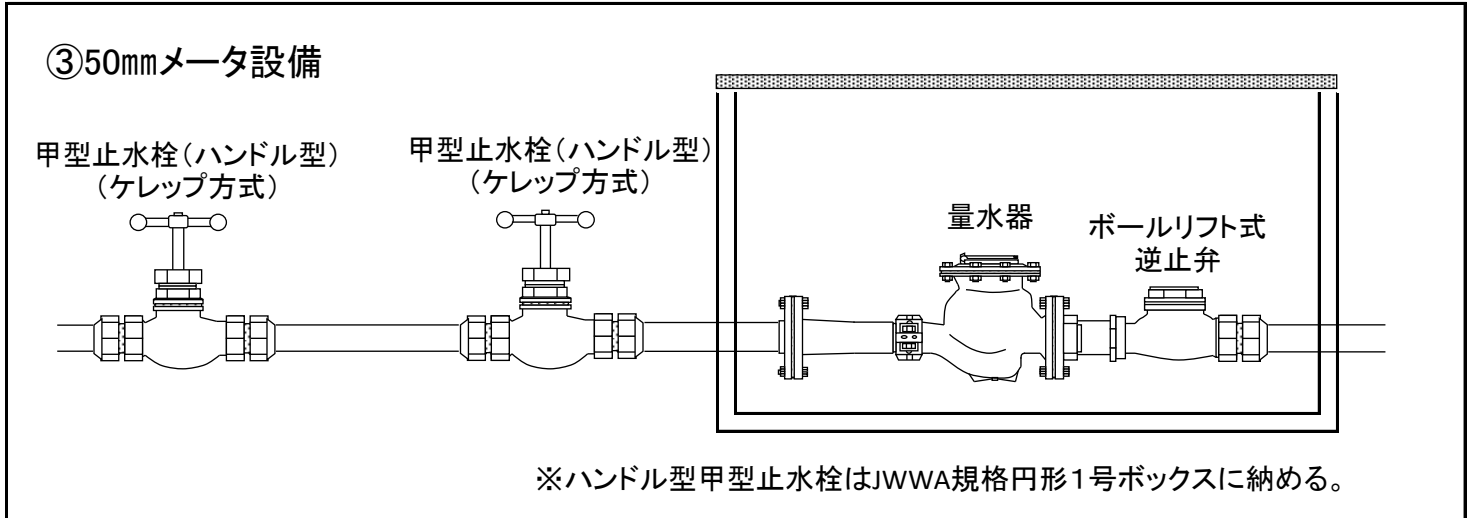
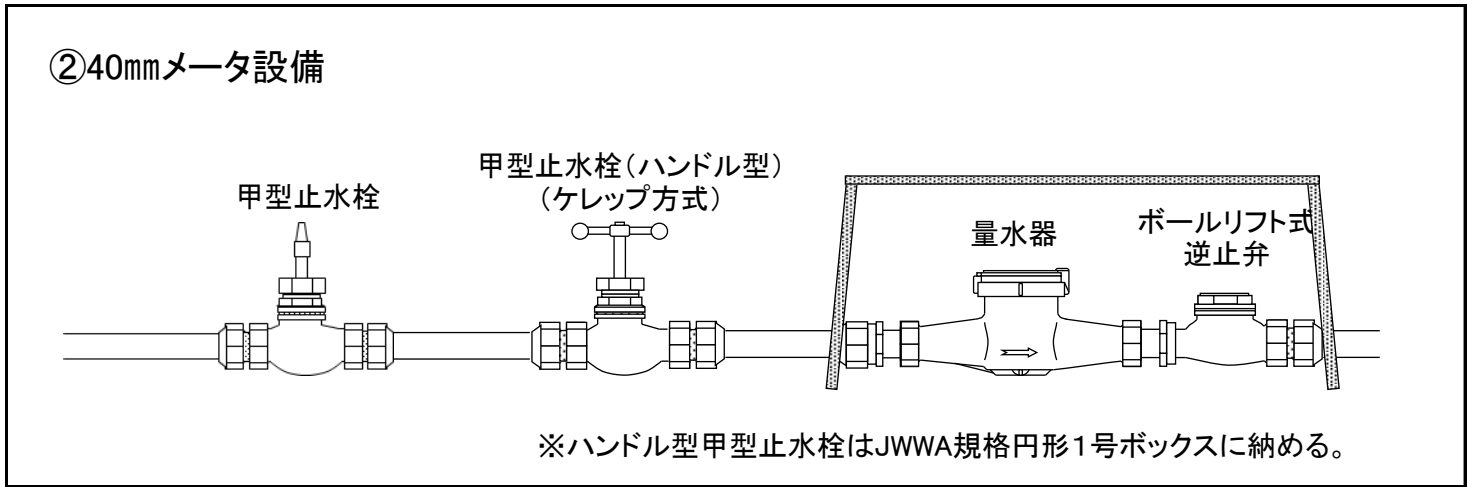
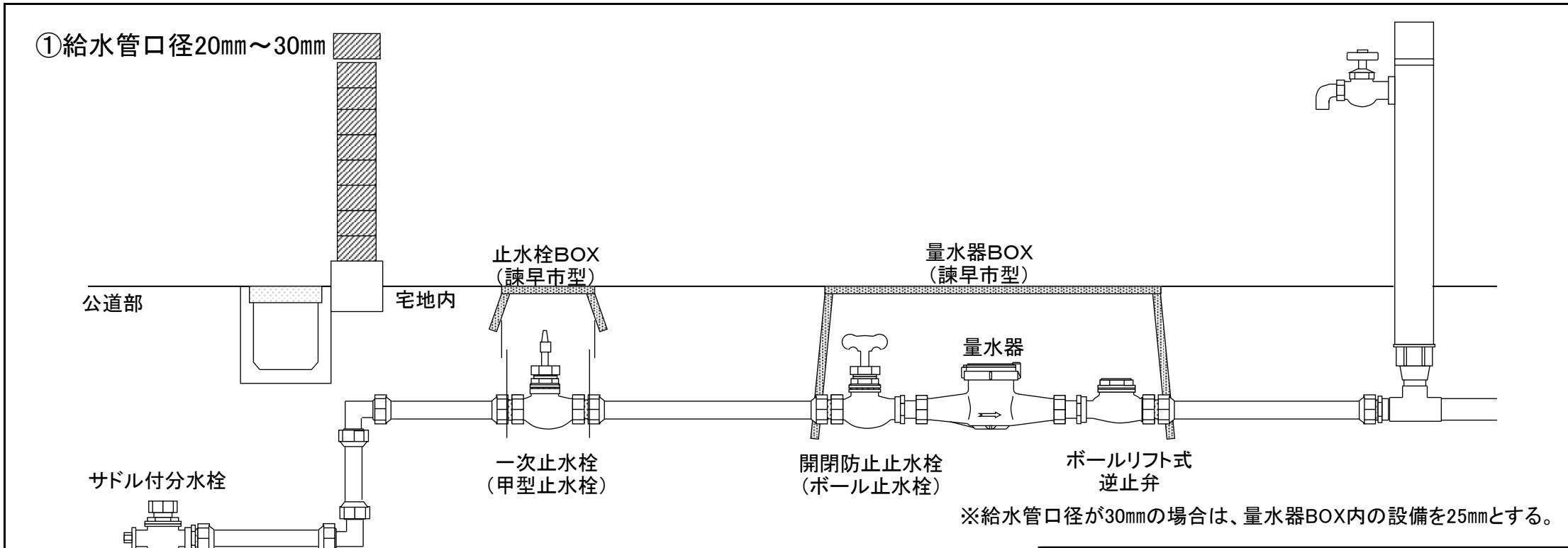
受水槽式給水で、水道事業から供給される水のみを利用する場合、受水槽の有効容量の合計が10m³を超え、かつ、専用水道に該当しないものについては、簡易専用水道に該当するため別途環境政策課へ届け出ること。

給水装置工事のフローチャート



工 事 種 別	新設工事			改造工事	修繕工事	撤去工事	備 考
	新設工事	宅地内引込	臨時給水				
加 入 金	○ (流用水栓があれば不要)	×	×	×	×	×	給水条例第 3 4 条
検 査 手 数 料	○	○	○	○	○	×	給水条例第 3 7 条
工 事 中 給 水	可	不可	不可	不可	不可	不可	—
事 前 協 議							
3 階以上直結給水	必要に応じて	必要に応じて	×	必要に応じて	×	×	要綱第 1 5 条
直結式スーブリックラー設置	必要に応じて	必要に応じて	×	必要に応じて	×	×	要綱第 2 4 条
添 付 書 類							
チェックリスト	○	○	○	○	○	○	—
建築確認済証	建築確認申請を伴う場合は必要	×	×	建築確認申請を伴う場合は必要	×	×	—
口径計算書	原則必要	原則必要	必要に応じて	原則必要	×	×	要綱第 8 条
受水槽計算書	必要に応じて	必要に応じて	×	必要に応じて	×	×	—
代理人届	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	給水条例第 1 4 条
貯水槽設置届	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	要綱第 1 2 条
臨時使用誓約書	×	×	○	×	×	×	—
浄水器等設置誓約書	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	要綱第 2 2 条
スプリンクラー設置誓約書	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	要綱第 2 6 条
3 階建以上直結式給水利用誓約書	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	要綱第 5 条
耐圧及び水質試験結果	必要に応じて	×	×	必要に応じて	×	×	要綱第 2 8 条又は第 3 0 条
同 意 書 等							
布設同意書	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	×	×	給水条例第 7 条
分岐同意書	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	×	×	給水条例第 7 条
施工同意書	必要に応じて	×	必要に応じて	必要に応じて	×	×	給水条例第 7 条
引込管譲渡書	必要に応じて	×	×	×	×	必要に応じて	給水条例第 7 条
竣工時添付資料							
耐圧試験記録用紙	○	○	○	○	×	×	水道法第 1 6 条

■メータ設備までの給水装置構成図



■施工上の注意点

- ①布設した給水管は公道部にあっては埋設表示シートにより布設位置を明示する。
- ②新たに設置する給水管の引き込み口径は20mm以上とする。
- ③量水器一次側の配管材料は、諫早市水道事業給水条例施行規程第5条及び給水装置工事の設計、施工に関する要綱第6条に基づいた材料を使用すること。
- ④埋設する給水管には管頂から10cm以上の被りで砂保護を行い、さらに非金属管である場合は管底から5cm以上の厚さで敷砂を行なう。
- ⑤埋設深さは公道部については舗装構成を含め道路管理者の指示によることとし、私道部は50cm以上、宅地内は30cm以上を標準とする。
- ⑥露出立上配管部や橋梁添架部等は鋼管を使用するか、さや管を利用する等して外力から保護し、指示金具により適切な間隔で固定する。また、適切な保温措置を行う。
- ⑦第1止水栓は原則として宅地内へ設置する。(※国・県道又は主要幹線道路の横断や露出配管を行なう場合等は必要に応じて公道部へ設置する。)
- ⑧第1止水栓は20mmから40mmまでを甲型止水栓(角型)とし、50mmを甲型止水栓(ハンドル型)、75mm以上はソフトシール仕切弁とする。
- ⑨第1止水栓ボックスは20mmから40mmまでを諫早市型(オリジナル)とし、50mm以上はJWWA規格品(B132円形1号)とする。
- ⑩量水器は原則として、引込箇所の官民境界付近で宅地内に設置し、検針が容易に行える箇所とする。
- ⑪量水器ボックスは13mm用、20・25mm用、40mm用、50・75・100mm用があり諫早市上下水道局が指定したものを使用する。
- ⑫メータ止水栓は13mmから25mmまでを開閉防止型ボール止水栓とし、40mmから50mmまでは甲型止水栓(ハンドル型)、75mm以上はソフトシール仕切弁とする。
- ⑬40mm以上のメータ止水栓は量水器ボックスの一次側に別に仕切弁ボックス(JWWA規格品(B132円形1号))を設置して納める。
- ⑭13mmから25mmまでのメータ二次側に減圧弁を設置する場合は、諫早市上下水道局が指定する逆止弁一体型のボール止水栓を量水器一次側に設置し、二次側に減圧弁を設置する。(図④) 40mm以上のメータ二次側に設置する場合は別途減圧弁用のボックス(指定なし)を設置する。
- ⑮40mm以上のメータ設備については整流長としてメータ止水栓とメータの間にメータ口径の5倍以上の直管部(伸縮継手を含む)を確保すること。